

児童手当制度改正のご案内

令和6年10月分(令和6年12月支給分)より手当が拡充されます

主な改正点

① 所得制限の撤廃

所得制限限度額および所得上限限度額を超過していた方も支給対象となります

② 支給対象児童が高校生年代まで延長

「中学生まで(15歳到達後最初の3月31日まで)」から

「高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日まで)」に延長

③ 第3子以降の支給額が月3万円に増額

第3子以降の加算対象が小学生までから高校生年代までに延長

④ 第3子以降の算定に含める対象の年齢を延長

「18歳到達後最初の3月31日まで」から

「22歳到達後最初の3月31日まで」に延長(条件あり)

⑤ 支払い月を年3回から年6回に増加 偶数月での支払い

支給対象となる児童がいる世帯に、制度の詳細や申請方法等の案内を送付します(8月末より送付)。制度改正に伴い、申請が必要な方がいますので、ご確認の上、期限内にお手続きください。

※牛久市に住民登録がない場合等、通知が送付されない場合もあります。通知が届かない方は個別にお問い合わせください。

問 こども家庭課☎内線1733、1734

※詳細は市ホームページをご確認ください。



カラスやネコからごみを守ろう！

カラスやネコにごみ集積所が荒らされる被害が発生しています。早めの対策を取らないと害虫やその他の野生動物が寄り付くなど被害が拡大する恐れがあります。利用者の皆さんで、ごみの出し方に気を配るなど工夫をして被害を抑制しましょう。



対策案① 生ごみを減らす

- ◆ 食べる分だけ購入し、購入した食材は使い切る
- ◆ 食べ残しをなくす

◆ 生ごみ処理容器等を活用する

※生ごみ処理容器等の購入・修繕に対し、補助金を交付しています。

詳細は市ホームページ「生ごみ処理容器等補助制度」をご覧ください。



対策案② 出し方を工夫する

《見えないようにする》

- ◆ 生ごみと分からないよう新聞紙等で包んでから捨てる
- ◆ 生ごみをごみ袋の奥(中央)に入れ、外から見えないようにする

※カラスが生ごみと間違える赤色や黄色のごみ、また、「美味しいものが入っている」と学習している菓子袋等も見えないように工夫を。

カラスは視覚・ネコは嗅覚が優れています。

生ごみの出し方を工夫して被害を減らしましょう。

《取り出せないようにする・臭いが漏れないようにする》

◆ 防鳥ネットを活用する(網目が5mm以下のものが効果的)

※カラス等が入り込む隙間ができないよう、ごみをネットで包み込みましょう。

※カラスがネットを持ち上げる場合はネットの縁をおもりで抑えましょう。

◆ ごみ袋の口をしっかりと縛る

◆ 生ごみは小袋に入れてから捨てる

※生ごみを入れる袋を2重・3重にすると臭いの漏れを抑えられます。

※袋はパンや菓子の空き袋などを活用するとごみが増えません。

問 廃棄物対策課☎内線1571～1573